

1

2

3

4

5 再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する

6

## 検討会報告書（案）

7

8

9

10

11

12

13

14

15

2023年7月

16

1	目次	
2	I. 事案の概要	1
3	1. 事案の経緯	1
4	2. 電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取	2
5	3. 関係審議会における議論	2
6	4. 本検討会の開催	3
7	II. 再エネ業務管理システムの概要	4
8	1. 概要	4
9	2. 利用者情報	4
10	3. 保有情報	4
11	4. 委託契約・監査体制	5
12	III. 再エネ業務管理システム運用上の課題	5
13	1. 関係審議会において指摘された課題	5
14	2. 本検討会において指摘された課題	6
15	IV. 再発防止策	6
16	1. ID等の適切な管理	7
17	2. 閲覧対象項目の見直し	8
18	3. 自己点検の強化・外部監査の実施	8
19	4. 利用ルールの明確化	8
20	V. 更なる対応の方向性について	9
21	1. 再発防止策の早期実施とフォローアップ	9
22	2. 本システムを利用した業務の運用改善	9
23	3. 経済産業省が保有するシステムへの横展開	10
24		

# 1 I. 事案の概要

## 2 1. 事案の経緯

3 令和5年2月に、みなし小売電気事業者の社員等が一般送配電事業者用のID・パスワード（以  
4 下「ID等」という。）を利用して、資源エネルギー庁が保有する再生可能エネルギー業務管理シ  
5 ステム（以下「再エネ業務管理システム」という。）からFIT認定事業者の情報を不正に閲覧し  
6 ていた事案（以下「本事案」という。）が発覚した。

7 これを受け、再エネ業務管理システムの一般送配電事業者用の全アカウントを直ちに停止<sup>1</sup>する  
8 とともに、同月、一般送配電事業者9社、みなし小売電気事業者9社及び沖縄電力に対し、再生  
9 可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第52条  
10 第1項の規定に基づく報告徴収を実施した。

11 報告徴収の結果を受け、電力・ガス取引監視等委員会に対して意見聴取を実施し、「ID等管理  
12 の不徹底による業務運営について、情報の適正な管理及び適正な競争確保の観点から不適切であ  
13 った」との回答を受領した（次節参照）。

14 こうした報告徴収や意見聴取の結果を踏まえ、同年4月17日に資源エネルギー庁から、一般送  
15 配電事業者9社、みなし小売電気事業者9社及び沖縄電力に対し、以下のとおり行政指導を実施  
16 し、指導を受けた全事業者から、資源エネルギー庁に対し措置内容に関する報告が提出された。

17 ① 情報の適正な管理が大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための  
18 内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること。

19 ② 事案の内容及び発生原因を調査し、対応策を公表すること。

20 ③ 令和5年5月12日までに措置内容を報告すること。

21 また、本事案を受け、再エネ業務管理システムに保有される個人情報の漏えい等の防止その他  
22 の保有個人情報の安全管理措置について、同年6月29日に個人情報保護委員会から資源エネルギ  
23 ー庁に対し指導が実施されている。

---

<sup>1</sup> 本事案後、緊急避難的な対応として、アクセス利用可能時間や項目を制限したうえでID等を、利用者毎にその都度発行する運用としている。

## 2. 電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取

本事案の発生を受けて行った、再エネ特措法に基づく報告徴収の結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会へ、適正な情報管理のあり方及び適正な競争関係の確保の観点から意見聴取を実施した。

その結果、全ての一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者の再エネ業務管理システムに係る ID 等管理の不徹底による業務運営について、情報の適正な管理及び適正な競争確保の観点から不適切であり、以下の対応をとることが望ましいとの回答があった。

- ① 一般送配電事業者に対して、その社員等が特定関係事業者の社員等に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報を漏洩しないよう、行為規範の策定や社員教育など有効な対策を講じるよう求めること。
- ② 一般送配電事業者に対して、パスワードの定期的な変更など、適切なパスワード管理の徹底を求めること。
- ③ 再エネ業務管理システムに関し、一般送配電事業者に対する ID 等の付与方法の見直しを検討すること。
- ④ みなし小売電気事業者に対して、一般送配電事業者に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けないよう、行為規範の策定や適切な社員教育等を施すとともに、定期的な社内監査を求めていくこと。

## 3. 関係審議会における議論

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（以下「大量導入小委」という。）において、本事案について議論が行われた。本事案は、適正な情報管理のあり方及び適正な競争関係の確保の観点から不適切であることに加え、電気事業の中立性・信頼性に疑念を抱かせるものであり、再発防止を含め厳格な対応が求められるとされ、具体的には以下の議論があった。

### ① 一般送配電事業者における対応について

各一般送配電事業者からの報告では、組織として意図的にみなし小売電気事業者に対して情報を提供したとの事実は確認されていない。一方で、社員等からの情報漏えいに対して有効な措置を取らない場合には、一般送配電事業者としての中立性の観点からも不適切であり、各社において情報管理を徹底するなど、適切な防止措置を講ずるべき。

1 一般送配電事業者として情報管理の徹底を行うにあたっては、組織としての情報管理のあ  
2 り方、情報の取り扱いに関する社員の意識のあり方、定期的な社内監査の実施、などの面か  
3 ら改善が必要だと考えられる。

#### 4 ② みなし小売電気事業者における対応について

5 各みなし小売電気事業者からの報告では、再エネ業務管理システムにおいて不正に閲覧し  
6 た情報を、組織又は個人として、営業活動に使用したという事実は確認されていないが、不  
7 正閲覧した情報の活用による業務の効率性の点において、小売電気事業者間の適正な競争関  
8 係の確保の観点から不適切であると考えられる。

9 今般の事案においては、みなし小売電気事業者の社員等は、主に一般送配電事業者の担当  
10 者に対する情報提供の働きかけを行い ID 等を入手していることから、社員の行為規範の策  
11 定と社員教育等を促すとともに、業務上使用する外部システムの活用の可否を含めた情報管  
12 理体制、定期的な社内監査の実施、などの面から改善が必要だと考えられる。

#### 13 ③ 再エネ業務管理システムの運用のあり方について

14 再エネ特措法に基づき、一般送配電事業者は、情報の目的外利用の禁止が規定されている  
15 中で、これまでの再エネ業務管理システムの運用では、各一般送配電事業者に対して ID 等  
16 を付与したうえで、一般送配電事業者各社の情報管理体制の下での運用となっていた。

17 再発防止にあたっては、各一般送配電事業者における対策のほか、再エネ業務管理システ  
18 ムの運用自体を見直し、ID 等の使い回しの禁止や、情報の目的外利用の防止を徹底するこ  
19 とが重要である。

20 システムの運用のあり方等については、システムの専門家等による外部有識者検討会を新  
21 たに開催し、システム運用の議論・見直しや、フォローアップを行っていく。

## 22 4. 本検討会の開催

23 本事案は、適正な情報管理のあり方及び適正な競争関係の確保の観点から不適切であるため、  
24 再発防止に向けた厳格な対応を行う必要があり、そのためには、資源エネルギー庁が保有する再  
25 エネ業務管理システム上の情報の取扱いや運用のあり方を見直しを行うことが不可欠である。こ  
26 れらを踏まえ、関係分野の専門家からなる「再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり  
27 方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を開催し、再エネ業務管理システムの運用に  
28 見直しに関する対応の方向性について、令和5年4月より集中的な検討を行ってきた。

## 1 II. 再エネ業務管理システムの概要

### 2 1. 概要

3 再エネ特措法に基づく制度を運営するうえで必要な手続を実施し、再エネ特措法上の認定を取  
4 得した発電事業者の情報等を一元的に管理するため、資源エネルギー庁において再エネ業務管理  
5 システムを構築している。再エネ特措法上の認定を取得した再エネ発電事業者は自らの情報に限  
6 りシステム上の情報を閲覧できる一方で、FIT/FIP 制度管理者（資源エネルギー庁等）、一般送配  
7 電事業者、自治体・関係省庁に対しては、再エネ特措法に基づき行う業務に必要な範囲内の情報  
8 閲覧を許容している。

9 なお、再エネ特措法上、一般送配電事業者は、特定契約等に基づく供給に関して知り得た認定  
10 事業者等に関する情報を、当該供給に係る業務などの業務の用に供する目的以外のために利用、  
11 提供することが禁じられている。

### 12 2. 利用者情報

13 再エネ業務管理システムの利用者ごとの使用用途は以下のとおり。

14 ① 再エネ発電事業者（FIT/FIP 認定事業者、代行申請事業者）

15 使用用途：各種認定申請・届出、定期報告

16 ② FIT/FIP 制度管理者（資源エネルギー庁・経済産業局、代行申請機関、広域的運営推進機  
17 関）

18 使用用途：FIT/FIP 認定実務、交付金管理

19 ③ 一般送配電事業者

20 使用用途：FIT 買取実務

21 ④ 地方自治体・関係省庁職員

22 使用用途：条例・関係法令遵守の確認

### 23 3. 保有情報

24 再エネ業務管理システムにおいて管理している主な情報は以下のとおり。

25 ① 認定計画に関する基本情報

1 設備 ID、事業者名、設置者名（企業の場合、代表者名）、事業者住所、規定法人該当  
2 性、認定年月日（新規認定）、認定年月日（変更認定）、申請年月日

3 ② 発電事業の内容に関する基本情報

4 運転開始年月日、調達価格、調達期間満了年月、接続契約締結日、失効に係る情報（失  
5 効までの期間等）

6 ③ 発電設備に関する情報

7 電源種別、設備容量、設置場所、発電所名称、パネル容量、パネルのメーカー・型式  
8 等、配線区分、設備の設置形態（屋根置き等）

9 4. 委託契約・監査体制

10 再エネ業務管理システムの構築・管理は資源エネルギー庁から外部事業者へ委託しているところ、  
11 「情報セキュリティに関する事項」を委託契約に明記しており、委託先に対しては、経済産  
12 業省が定める管理規定のほか、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群とい  
13 った基準を遵守することを求めている。

14 また、こうした契約上遵守することを求めている基準については、毎年度、情報セキュリティ  
15 監査計画を策定している。再エネ業務管理システムを対象とした情報セキュリティ監査として、  
16 前回の監査から一定期間経過したもの等を対象とした、外部監査法人による監査を令和3年1月  
17 に実施した。具体的には、再エネ業務管理システム運用時のセキュリティ対策実施状況が、政府  
18 統一基準及び経済産業省情報セキュリティポリシーに準拠しているかについて監査を実施した。

19 III. 再エネ業務管理システム運用上の課題

20 1. 関係審議会において指摘された課題

21 再エネ特措法に基づき、一般送配電事業者は、情報の目的外利用の禁止が規定されている中  
22 で、これまでの再エネ業務管理システムの運用では、各一般送配電事業者に対して ID 等を付与し  
23 たうえで、一般送配電事業者各社の情報管理体制の下での運用となっていた。

24 こうした実態を踏まえ、大量導入小委での議論では以下の指摘があった。すなわち、本事案を  
25 踏まえた再発防止にあたっては、各一般送配電事業者における対策のほか、再エネ業務管理シ  
26 ステムの運用自体を見直し、ID 等の使い回しの禁止や、情報の目的外利用の防止を徹底することが  
27 重要であり、再エネ業務管理システムの運用改善にあたっては次のような課題の解決が必要だと  
28 考えられる。

29 ・ ID 等は個人毎ではなく一般送配電事業者毎に付与となっていた。

- 1       ・ パスワード変更方法やシステム利用者の管理方法が、各社の情報管理体制や業務実施体  
2       制の下に委ねられていた。
- 3       ・ 再エネ業務管理システムへのアクセス状況等について適切な監査が行われていなかった。  
4
- 5       ・ システム管理者である資源エネルギー庁の運用が不適切であった。
- 6       ・ システム利用者の法令遵守意識やリテラシーが欠如していた。

## 7   2. 本検討会において指摘された課題

8       本検討会での議論では、関係審議会での議論も踏まえつつ、再エネ業務管理システム情報の取  
9       り扱いやシステムの運用面における課題として、以下のような課題が指摘された。

- 10       ・ セキュリティの基本が全くできていない。権限は個人に対して一つずつ付与し、ニーズ  
11       に応じた権限を付与するのが大原則である。
- 12       ・ アクセスログもとるだけでなく、確認することが当然必要である。この問題は運用だけ  
13       でなく発注時の契約の仕様にも問題がある。
- 14       ・ 利用者の教育といった観点も重要である。研修やリテラシーの向上に努めるべき。

15       また、システムの運用面のみならず、同システムを保有する管理側の課題として以下のような  
16       課題が指摘された。

- 17       ・ システム保有者の運用がずさんだったことを真摯に反省するべき。
- 18       ・ システム利用者に指示をするだけでなく、保有者である行政自らが運用を見直すことを  
19       求められる。
- 20       ・ システム保有者（発注者）側のミスは人材不足にも起因しているのではないか。
- 21       ・ 今回の事案への対応は他のシステムへ横展開を行うべき。

22

## 23 IV. 再発防止策

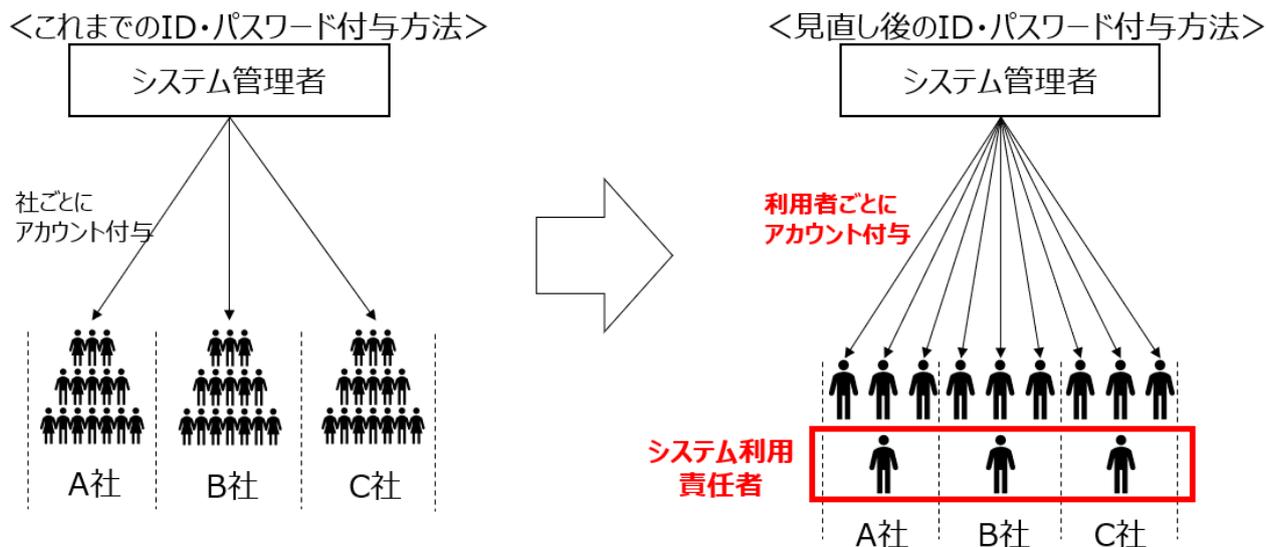
24       再エネ業務管理システムが直面している現状の課題を踏まえ、①ID等の適切な管理、②閲覧  
25       対象項目の見直し、③自己点検の強化・外部監査の実施、④利用ルールの明確化の4つの視点か  
26       ら再発防止策を検討した。

1 1. ID等の適切な管理

2 これまでの運用では一般送配電事業者に対して各社ごとのID等付与となっていたが、本事案の  
3 発生を受け、全ての利用において、個人ごと（利用者単位）のID等付与に変更する。<sup>2</sup>

4 また、システム利用者の所属する各組織において、システム利用責任者を選定し、各組織にお  
5 ける再エネ業務管理システムのID等の管理に関する責任の所在を明確化する。（図1）

6 図 ID等の付与方法について



7

8 政府統一基準においては、ID等の使い回しの禁止、情報の目的外利用の防止に関連する「主体  
9 認証機能」の導入が推奨事項としてあげられている。こうした点を踏まえ、再エネ業務管理シス  
10 テムにログインする際は、従来のID等に加え、利用の都度、利用者個人端末において認証を取得  
11 する形の多要素主体認証方式を導入する。

12 また、人事異動などが起きた場合に、適切にアカウントを停止する観点から、6か月以上継続  
13 してアカウント利用がない場合、自動的にアカウントを停止する。

14 なお、再エネ業務管理システム利用者のID等発行時は、システム管理者（委託先）に対し、組  
15 織ごとに選定されたシステム利用責任者から、システム利用者の個人属性を申請することとす  
16 る。システム管理者は、申請元となるシステム利用責任者の確認、システム利用者個人属性の登  
17 録を実施し、ID等を登録メールアドレスに発行する。

<sup>2</sup> 一般送配電事業者以外は個人単位でのアカウント付与を本事案発生前から実施しているが、本事案を踏まえた再発防止策については、全ての利用者を対象に適用していく。

1 この際、システム利用者の登録情報は、上記 ID 等の発行及びアカウント停止解除に必要な個人  
2 メールアドレスと従事している業務を確認するための所属部署、システム管理責任者にメールア  
3 ドレスと所属部署に加え、問題が生じた際の緊急連絡先電話番号の登録を求め、システム管理者  
4 が情報を管理することとする。

## 5 2. 閲覧対象項目の見直し

6 再エネ業務管理システムで管理している情報は多岐にわたり、原則、システム利用者の属性ご  
7 とに閲覧可能範囲を限定している。

8 本事案を踏まえ、システム利用者の属性（システム運用者、一般送配電事業者、地方自治体  
9 等）ごとに現在の使用用途に応じて、閲覧対象項目を必要最低限な情報に限定するよう点検を行  
10 う。

## 11 3. 自己点検の強化・外部監査の実施

12 これまでの運用においても、一定の監査を行っているものの、本事案を防ぐことができなかつ  
13 たことから、本事案により確認された実態等を踏まえて、政府統一基準及び経済産業省情報セキ  
14 ュリティポリシーの水準以上のセキュリティ対策強化の個別の取組みが必要だと考えられる。

15 このため、再エネ業務管理システム管理者である委託先において、アカウントごとのシステム  
16 の利用状況（アクセス頻度の変化、アクセス時間帯、IP アドレス等）やアカウントの管理状況を  
17 分析し、不審な利用がないか等をシステム保有者（資源エネルギー庁）に報告する形での自己点  
18 検を定期的の実施し、点検結果を踏まえ、必要に応じてシステム改修等の対応を実施していく。

19 また、各種基準の必須事項のみならず政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン等の記  
20 載の推奨事項（例えば多要素主体認証方式の導入）など、本事案を踏まえたより厳格な視点での  
21 システムに関する外部監査法人による臨時監査を今年度中に実施する。

## 22 4. 利用ルールの明確化

23 再エネ業務管理システムにおいて管理している情報の利用目的等については、アカウント発行  
24 時に利用マニュアル等に記載していたが、利用者が適時に確認できる状態になかった。また、一  
25 般送配電事業者に対しては各社ごとのアカウント発行となっていたため、人事異動などが起こっ  
26 た際に異動した社員も ID 等を用いて引き続きアカウントを利用することが可能であったことが本  
27 事案の要因の一つだと考えられる。

28 この点、自治体が再エネ業務管理システムを利用するにあたってアカウントを発行する際に  
29 は、申請時に目的外利用や公開の禁止についてシステム上同意を求めており、本事案を踏まえ、

1 全てのアカウント利用者に対して、利用時に目的外利用の禁止や個人情報の取り扱い等に関する  
2 同意を求める措置を行う。

3 なお、利用時に求める事項は類似事例等を参考に以下の項目を含むものとする。

- 4 ・ 目的外利用・公開・第三者への情報提供の禁止
- 5 ・ 法令又は公序良俗に違反し、もしくは犯罪行為に関連し、またはそのおそれがある行為の  
6 禁止
- 7 ・ 不正な目的をもってアクセスをし、利用し又はこれらを試みる行為の禁止
- 8 ・ 認定事業者その他の第三者に損害を与える行為の禁止
- 9 ・ 第三者へのアカウントの供与の禁止、アカウント情報の取扱い厳重注意
- 10 ・ 個人情報の取扱いに関する事項
- 11 ・ 違反した場合の対応（利用停止・損害賠償請求等）

## 12 V. 更なる対応の方向性について

### 13 1. 再発防止策の早期実施とフォローアップ

14 再エネ業務管理システム保有者である資源エネルギー庁においては、再発防止策を踏まえ、必  
15 要なシステム改修を可能な限り早期<sup>3</sup>に実施し、令和5年度中にシステム改修を踏まえた外部監査  
16 を実施する。

17 また、本検討会において、資源エネルギー庁及び委託先の再発防止策の実施状況について、再  
18 発防止策にある外部監査の結果も踏まえたフォローアップを令和5年度中に行うとともに、令和  
19 6年度以降も、必要に応じて本検討会においてフォローアップを行う。

### 20 2. 本システムを利用した業務の運用改善

21 FIT 制度・FIP 制度における各種業務の実施にあたり、再発防止策として十分な対応を行ったう  
22 えで、より効率的な業務の実施のため、継続的に運用改善を行うことが必要である。

23 特に運用改善にあたっては、デジタル技術を活用した効率的な業務フローを構築することが重  
24 要であり、継続的に検証を行っていく必要がある。

---

<sup>3</sup> 令和5年度上半期を目途に速やかに改修を実施予定

1 また、これまでの関係審議会における議論<sup>4</sup>では、「（小売買取義務者においても）制限をかけ  
2 たうえで、アクセス権限を付与するという形で効率的な業務実施を促す」ことを検討すべきとい  
3 った意見があった。

4 引き続き、電気事業者間の公正な競争への影響やシステムにおいて利用できる情報の厳格な管  
5 理といった観点に十分留意しつつ、小売買取業務を含めた、運用改善の検討が必要だと考えられ  
6 る。

### 7 3. 経済産業省が保有するシステムへの横展開

8 本事案は発注元のシステム運用・管理体制が不十分であったことに起因していることから、経  
9 済産業省が保有する他のシステムにおいても、同様の事案が発生しないように本事案の教訓を現  
10 場ベースで共有することが必要である。

11 また、本事案の背景には、経済産業省の各政策現場の単位で、セキュリティに精通した人材が  
12 確保できていないことなどの課題もある。こうした専門人材の育成・確保に向けて、省内横断的  
13 なシステム担当者向け研修などによる継続的な体制整備に加えて、外部の専門人材の更なる活用  
14 に向けて継続的な対応を行い、こうした取組を組織として定着化させていくことが重要である。

15

---

<sup>4</sup> 第51回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科  
会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2023年3月）

1 再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会

2 委員等名簿

3

4 **座長**

5 江崎 浩 東京大学大学院情報理工学系研究科 教授

6

7 **委員**

8 金丸 祐子 外苑法律事務所 パートナー弁護士

9 下村 正洋 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 幹事・事務局長

10 丸山 満彦 PwC コンサルティング合同会社 パートナー

11

12 **オブザーバー**

13 細川 義洋 経済産業省 大臣官房 情報システム室 デジタル統括アドバイザー

14 デジタル庁 戦略・組織グループ 政府 DX チーム

# 參考資料

# 再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について

- 再エネ特措法に基づく制度を運営する上で必要な手続を実施し、認定情報等を一元的に管理するため、**再エネ業務管理システムを構築**。2017年の法改正により送配電買取となったことから、2018年8月から**各一般送配電事業者には供給区域内の認定設備情報のみ閲覧できる権限を付与**。同時に、再エネ特措法により、一般送配電事業者に対し、当該FIT制度に関する業務で得た情報の目的外利用を禁止している。
- 2023年2月以降、**全ての一般送配電事業者が保有するアカウントがグループ内の小売電気事業者に供与され、本システムに対してアクセスしていた事案が発生**。
- 本事案をうけ、**再エネ特措法に基づく報告徴収や電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取を実施**。
- 再エネ業務管理システムに関する対応については、外部有識者による運用見直しに関する検討を開始（4月17日）。

2023年3月27日 第51回再エネ大量導入・次世代電力NW小委 資料1より抜粋

## 【事実経過】

- 2月3日（金）**：東京電力パワーグリッド(株)（以下「東電PG」）から、同社に対し付与していた再エネ業務管理システムのアカウントを、東京電力エナジーパートナー(株)（以下「東電EP」）の一部社員が利用し、**認定事業者の情報の一部を閲覧していたおそれがあるとの連絡が資源エネルギー庁に対してあり、当該事案が判明**
- 2月6日（月）**：更なる情報漏えい防止のため、**全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止**
- 2月10日（金）**：**東電PG、東電EP及び他の全ての一般送配電事業者に対して、再エネ特措法第52条第1項に基づく報告徴収を実施**
- 2月16日（木）**：**同日までに、全ての一般送配電事業者・みなし小売電気事業者で同様の事案が発生したことが判明**。  
各社（みなし小売含む。）に対して事案の詳細を調査するため、**更なる報告徴収を実施**
- 3月6日（月）**：**みなし小売電気事業者全社への報告徴収**
- 3月10日（木）**：同日までに全ての報告徴収に対し、各社から回答提出
- 3月15日（水）**：**電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取を実施**

# 主な保有情報

- 再エネ業務管理システムにおいて管理している主な情報は以下のとおり。

## (1) 認定計画に関する基本情報

設備ID、事業者名、設置者名（企業の場合、代表者名）、事業者住所、規定法人該当性、認定年月日（新規認定）、認定年月日（変更認定）、申請年月日

## (2) 発電事業の内容に関する情報

運転開始年月日、調達価格、調達期間満了年月、接続契約締結日、失効に係る情報（失効までの期間等）

## (3) 再エネ発電設備に関する情報

電源種別、設備容量、設置場所、発電所名称、パネル容量、パネルのメーカー・型式等、配線区分、設備の設置形態（屋根置き等）

# 電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取

2023年3月27日 第51回再エネ大量導入・次世代電力NW小委 資料1より抜粋

- 報告徴収の結果を受け適正な情報管理のあり方及び適正な競争関係の確保の観点から意見聴取を実施。
- 全ての一般送配電事業者及びグループ内小売電気事業者の「再エネ業務管理システムに係るID・パスワード管理の不徹底による業務運営について、情報の適正な管理及び適正な競争確保の観点から不適切であったとし、「以下の対応をとることが望ましい」との回答があった。
  1. 一般送配電事業者に対して、その社員等が特定関係事業者の社員等に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報を漏洩しないよう、行為規範の策定や社員教育など有効な対策を講じるよう求めること。
  2. 一般送配電事業者に対して、パスワードの定期的な変更など、適切なパスワード管理の徹底を求めること。
  3. 再エネ業務管理システムに関し、一般送配電事業者に対するID・パスワードの付与方法の見直しを検討すること。
  4. みなし小売電気事業者に対して、一般送配電事業者に対して再エネ特措法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けないよう、行為規範の策定や適切な社員教育等を施すとともに、定期的な社内監査を求めていくこと。

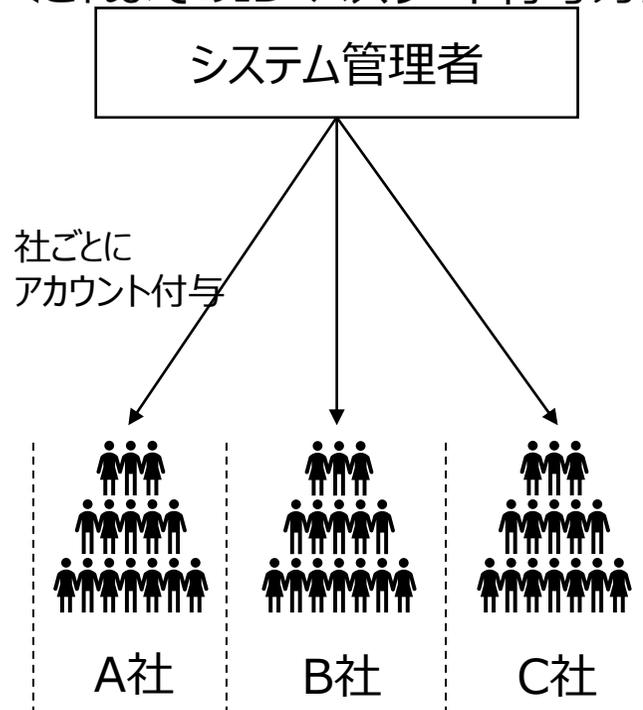
# 再発防止策① ID等の適切な管理

- これまでの運用では一般送配電事業者においては社ごとのIDパスワード付与となっていたが、本事案の発生を受け、全ての利用において、個人ごと（利用者単位）のアカウント付与に変更済み。

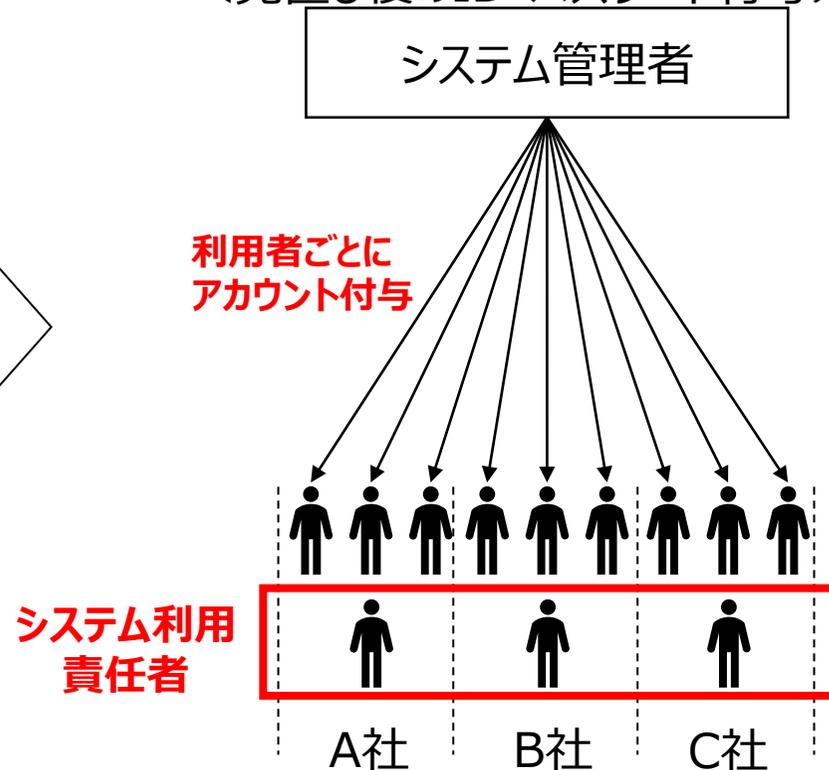
※一般送配電事業者以外は個人単位でのアカウント付与を以前から実施している。

- また、システム利用者の所属する各組織において、システム利用責任者を選定し、各組織における本システムのID等の管理に関する責任の所在を明確化することとする。

＜これまでのID・パスワード付与方法＞



＜見直し後のID・パスワード付与方法＞



## 再発防止策① ID等の適切な管理

- これまでの運用ではログインが可能なID・パスワードを発行していた。今後のシステム運用では、利用時に従来のID・パスワードに加え、利用の都度、利用者個人端末において認証を取得する形の多要素主体認証方式を導入することとする。
- また、人事異動などが起きた場合に適切にアカウントを停止させる観点から、6か月以上継続してアカウント利用がない場合、自動的にアカウントを停止させることとする。

### <これまでの運用>

- ・システム開始時点から管理者側からの変更なし
- ・利用者からの申請があった場合、PWの変更可能

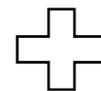
### <見直し後の運用>

- ・利用時の本人確認に多要素認証を導入

**知識**情報の利用

ID : ○○○○

PW : △△△△



**所有**情報の利用

利用の都度認証確認

- ・6か月間アカウントを利用がない場合、アカウントを停止

## 再発防止策① ID等の適切な管理

- システム利用者ID発行時は、システム管理者（委託事業者）に対し、各組織ごとに選定されたシステム利用責任者から、システム利用者の個人属性を申請することとする。
- システム管理者は、申請元となるシステム利用責任者の確認、システム利用者個人属性の登録を実施し、ID・パスワードを登録メールアドレスに発行。
- システム利用者の登録情報は、上記IDの発行及びアカウント停止解除に必要な個人メールアドレスと従事している業務を確認するための所属部署、システム管理責任者にメールアドレスと所属部署に加え、問題が生じた際の緊急連絡先電話番号の登録を求め、システム管理者が情報を管理するものとする。

### システム利用者登録項目

- ・組織名
- ・所属部署・役職
- ・担当者名
- ・メールアドレス

### システム利用責任者登録項目

- ・組織名
- ・担当部署・役職
- ・担当者名
- ・緊急連絡電話番号
- ・メールアドレス

## 再発防止策② 閲覧対象項目の見直し

- 再エネ特措法に基づく業務を行うため、再エネ発電事業者、FIT/FIP制度管理者（資源エネルギー庁等）、一般送配電事業者、自治体・関係省庁がアクセス可能。保有している情報は多岐にわたるため、使用用途に応じて閲覧可能範囲を限定している。
- 今般の事案を踏まえ、システム利用者の属性（システム運用者、一般送配電事業者、地方自治体等）ごとに現在の使用用途に応じて、閲覧対象項目を必要最低限な情報に限定するよう、改めて点検を行うこととする。

### 再生可能エネルギー 業務管理システム

#### システム保有者

・資源エネルギー庁

#### システム管理者（運営・管理）

・外部委託

#### 管理している情報

・FIT認定情報・申請情報等

#### FIT/FIP認定事業者向け

使用用途：各種認定申請、定期報告   認定（申請）事業者 代行登録者

#### FIT/FIP制度管理者・向け

使用用途：FIT/FIP制度の認定実務    本省 代行申請 広域的運営  
経産局職員 機関 推進機関

#### 自治体・関係省庁向け

使用用途：条例・関係法令遵守関連  地方自治体・関係省庁職員

#### 一般送配電向け

使用用途：FIT買取業務関連 

※自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスが可能

一般送配電事業者

## 再発防止策③ 自己点検の強化・外部監査の実施

- 毎年度、情報セキュリティ監査計画を策定。システムを対象とした情報セキュリティ監査は、前回の監査から一定期間経過したもの等を対象とした、外部監査法人による監査を令和3年1月に実施。システム運用時のセキュリティ対策実施状況が、政府統一基準及び当省情報セキュリティポリシーに準拠しているか監査を実施した。
- 他方で、こうした監査体制においても今回の事案を防げなかったことから、本事案により確認された実態等を踏まえて、政府統一基準及び当省情報セキュリティポリシー以上のセキュリティ対策強化の個別の取組が必要だと考えられる。
- このため、再エネ業務管理システム管理者である委託先において、アカウントごとのシステムの利用状況（アクセス頻度の変化、アクセス時間帯、IPアドレス等）やアカウントの管理状況を分析し、不審な利用がないか等をシステム保有者（資源エネルギー庁）に報告する形での自己点検を定期的に実施し、点検結果を踏まえ、必要に応じてシステム改修等の対応を実施していく。
- また、各種基準の必須事項のみならず政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン等の記載の推奨事項（例えば多要素主体認証方式の導入）など、本事案を踏まえたより厳格な視点でのシステムに関する外部監査法人による臨時監査を今年度中に実施する。

## 再発防止策④ 利用ルールの明確化

- 本システムに保有されている情報の利用目的等については、アカウント発行時に利用マニュアル等に記載していたが、利用者が適時に確認できる状態になかった。また、一般送配電事業者に対しては各社ごとのアカウント発行となっていたため、人事異動などが起こった際に異動した社員もID等を用いて引き続きアカウントを利用することが可能であったことが本事案の要因の一つだと考えられる。
- この点、自治体が本システムを利用するにあたってアカウントを発行する際には、申請時に目的外利用や公開の禁止についてシステム上同意を求めている。今般の事案を踏まえ、すべてのアカウント利用者に対して、利用時に目的外利用の禁止や個人情報の取り扱い等に関する同意を求める措置を行う。
- なお、利用時に求める事項は類似事例等を参考に以下の項目を含むものとすることが考えられる。
  - ① 目的外利用・公開・第三者への情報提供の禁止
  - ② 法令又は公序良俗に違反し、もしくは犯罪行為に関連し、またはそのおそれがある行為の禁止
  - ③ 不正な目的をもってアクセスをし、利用し又はこれらを試みる行為の禁止
  - ④ 認定事業者その他の第三者に損害を与える行為の禁止
  - ⑤ 第三者へのアカウントの供与の禁止、アカウント情報の取扱い厳重注意
  - ⑥ 個人情報の取扱い
  - ⑦ 禁止事項に違反した場合の対応（解約・損害賠償請求等）

# 更なる対応の方向性について

(再発防止策の早期実施とフォローアップ)

- 再エネ業務管理システム保有者である資源エネルギー庁においては、再発防止策を踏まえ、必要なシステム改修を可能な限り早期に実施し、**令和5年度中にシステム改修を踏まえた外部監査を実施する**。また、本検討会において、資源エネルギー庁及び委託先の再発防止策の実施状況について、**再発防止策にある外部監査の結果も踏まえたフォローアップを令和5年度中に行うとともに、令和6年度以降も、必要に応じて本検討会においてフォローアップを行う**。

(本システムを利用した業務の運用改善)

- また、FIT制度・FIP制度における各種業務の実施にあたり、再発防止策として十分な対応を行ったうえで、より効率的な業務の実施のため、継続的に運用改善を行うことが必要である。特に**運用改善にあたっては、デジタル技術を活用した効率的な業務フローを構築することが重要であり、継続的に検証を行っていく必要がある**。

(経済産業省が保有するシステムへの横展開)

- 加えて、同様の事案が発生しないように**本事案の教訓を現場ベースで共有することが必要**である。本事案の背景には、経済産業省の各政策現場の単位で、セキュリティに精通した人材が確保できていないことなどの課題もある。**こうした専門人材の育成・確保に向けて、省内横断的なシステム担当者向け研修などによる継続的な体制整備に加えて、外部の専門人材の更なる活用に向けて継続的な対応を行い、こうした取組を組織として定着化させていくことが重要**である。